

2021年7月19日

お客さま各位

稚内信用金庫

「普通預金（決済用普通預金を含む）規定」の改定について

平素より格別のご愛顧を賜り、篤くお礼申し上げます。

当金庫では口座を悪用したマネー・ローンダリングや、口座売買等による金融犯罪未然防止のため、2020年2月1日以降に新規開設され、残高が10,000円未満で2年以上ご利用がない口座を「未利用口座」とし、ご通知後、未利用口座管理手数料（年間1,320円）をご負担頂き、残高が手数料に満たなくなった口座は解約させて頂くこととしております。

2022年2月1日より、下記のとおり2020年1月31日以前に開設されました口座も未利用口座の対象とすることに変更させて頂きますので、お知らせ致します。

＜ 日常ご利用になられている口座は対象となりません ＞

記

1. 未利用口座の対象となる口座

(変更前) 2020年2月1日以降に新規開設された普通預金、決済用普通預金口座で、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引がない口座。

(変更後) 全ての普通預金、決済用普通預金口座で、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引がない口座。

(盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります)

※未利用口座の対象となる基準日

・2020年2月1日以降に新規開設された口座は開設日

・2020年1月31日以前に新規開設された口座は2022年2月1日

ただし、次の口座は未利用口座の対象となりません。

- ①当該口座の残高が10,000円以上である場合
- ②後見制度支援預金
- ③同一店舗でお預かり金融資産（定期預金、定期積金、国債、保険など）
またはお借入（カードローン契約を含む）がある場合
- ④当該口座の名義人が未成年の場合

2. この変更に伴いまして、以下のとおり「普通預金（決済用普通預金を含む）規定」を改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用となります。

（改定後）	（改定前）
<p>1～15 (省略)</p> <p>16. (未利用口座および未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 未利用口座</p> <p style="padding-left: 2em;">最終異動日※（当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない口座を未利用口座として取扱います。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>17 (省略)</p>	<p>1～15 (省略)</p> <p>16. (未利用口座および未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 未利用口座</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2020年2月1日以降に開設したこの預金口座は</u>、最終異動日※（当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない口座を未利用口座として取扱います。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>17 (省略)</p>

※最終異動日：最後のお預入れまたは払戻しがあった日

3. 改定日 2022年2月1日

ご不明な点がございましたら、店頭までお問い合わせください。

以上